## 設 基 準 等 の 名 称 届出

医科点数表第2章第10部手術通則5及び6(歯科点数表第2章第9部手術 通則4を含む。)に掲げる手術の施設基準

Δ17 ×.	通則5及び6に係る手術件数(令和6.1.1~令和6.12.31)			
<u>•区分</u>	1に分類される手術	件数(歯科以外)	件数(歯科)	
ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	0		
イ	黄斑下手術等	0		
ウ	鼓室形成手術等	0		
エ	肺悪性腫瘍手術等	0		
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0		
ᅮᅜᄼ	20に公叛されて千歩	か 米ケ(大売子) いしかし	<i>叶 米</i> 拉 ( <del>北</del> 元 红 )	
	2に分類される手術	件数(歯科以外)	件数(歯科)	
•区分 ア	2に <b>分類される手術</b> 靭帯断裂形成手術等	件数(歯科以外)	件数(歯科)	
			件数(歯科)	
ア	靭帯断裂形成手術等	0	件数(歯科)	
アイ	靭帯断裂形成手術等 水頭症手術等	0	件数(歯科)	
ア イ ウ	靭帯断裂形成手術等 水頭症手術等 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 0 0	件数(歯科)	

・区分3に分類される手術	件数(歯科以外)	<b>供粉(歯科)</b>
- 67 0に刀 気で心の丁州	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	一一一双(图147

0

	-: VD /// 1 - O V 1/V	11 22 1 1 1 2 1 1 7	
ア	上顎骨形成手術等	0	
1	上顎骨悪性腫瘍手術等	0	
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0	
エ	母指化手術等	0	
オ	内反足手術等	0	
カ	食道切除再建術等	0	
+	同種死体腎移植術等	0	

### ・区分4に分類される手術の件数(歯科以外) 36

#### ・その他の区分に分類される手術 件数(歯科以外) 件数(歯科)

人工関節置換術	0	
乳児外科施設基準対象手術	0	
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0	
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用 しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0	
経皮的冠動脈形成術	0	
急性心筋梗塞に対するもの	0	
不安定狭心症に対するもの	0	
その他のもの	0	
経皮的冠動脈粥種切除術	0	
経皮的冠動脈ステント留置術	0	
急性心筋梗塞に対するもの	0	
不安定狭心症に対するもの	0	
その他のもの	0	

# 通則16に係る手術件数 (令和6.1.1~令和6.12.31)

キー子宮附属器悪性腫瘍手術等

TEXT : et =	<u> </u>	
胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡 下胃瘻造設術を含む)	8	